

議事要旨(1)金融商品専門委員会における検討状況について

西川委員長（専門委員長）及び板橋専門研究員より、金融商品の時価開示に関する会計基準改正案及び適用指針案について、金融商品専門委員会での議論を受けた修正案が示された。主な修正点については以下の説明がなされた。

- ・ 市場リスクの定量的情報の開示について、企業が当該情報をリスク管理上利用している場合と利用していない場合に分けて、開示内容を示すこととした。また、開示対象企業が限定的になるように配慮された。さらに、監査対応等の準備に一定期間必要なことから、当該情報の開示のみ1年の適用延期を認めることとした。
- ・ 国際財務報告基準で求められる信用リスクに関する定量的情報については、適用指針案及び現行の他の開示を通じて提供されるものもあることから、それらの開示との関係などを明示した。

説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 市場リスクの定量的情報は監査対象となるのかとの質問があった。また、原案は監査可能性を考慮したものだが、状況により監査が極めて困難となる可能性があるとの懸念も示された。これに対し事務局から、すべて監査対象としつつも適用延期を1年認めることとし、早期に周知することで、関係者側の準備を促すこととしたい旨の回答があった。
- ・ 当該情報の開示が義務付けられていない会社が任意に開示を行う場合、それが100%の捕捉でなくても開示が有用との判断はあり得るのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、19項では当該情報の前提や限界を示すべきとされており、確度等の情報の性質についてはそこで触れることが可能ではないかとの回答があった。
- ・ 金融商品の重要性につき、事業目的に照らして判断することとされているが、文案で示されている事業目的と他の事業目的が混然一体となった企業もあり、「主たる事業目的」と明示するなど工夫を求める意見があった。
- ・ 文案では当該情報の開示を原則適用から1年延期することを認める形としているが、監査実務の対応が間に合わない可能性もあり、1年延期の一律適用を十分検討すべきであるとの意見が出された。これに対し事務局からは、早期適用は、監査対応も含めて環境が整うことが前提と考えられるため、原案を維持したい旨の回答があった。

質疑の後、西川委員長より、意見を踏まえ文案の修正を行い、次回第147回企業会計基準委員会において議決を目指すことが説明された。

以上